

一橋大学附属図書館研究開発室規則

平成24年3月7日
規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学附属図書館規則(平成16年規則第178号)第5条第2項の規定に基づき、一橋大学附属図書館研究開発室(以下「研究開発室」という。)の組織及び業務等について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 研究開発室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 電子情報及び紙媒体の資料の収集及び保存並びに利用者へのサービス提供等に関する調査研究
- 二 歴史的資料の保存及び公開に関する調査研究
- 三 附属図書館の情報発信の機能強化に関する調査研究
- 四 高度な専門知識を有する図書館職員の養成
- 五 その他図書館機能の強化に関する調査研究

(組織)

第3条 研究開発室は、室長及び室員をもって組織する。

- 2 室長は、附属図書館長をもって充てる。
- 3 室長は、研究開発室の業務を掌理する。
- 4 室員は、室長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 5 室員は、研究開発室の業務に従事する。

(室員以外の協力者)

第4条 室長は、研究開発室の業務を推進するため、一橋大学教職員又は学外の有識者に協力を依頼することができる。

(事務)

第5条 研究開発室の事務は、学術・図書部学術情報課が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。